

# 港区地域支援調整チーム設置要綱

## (設置)

第1条 保健福祉全般に関する各種施策の連絡調整等を行うため、港区地域支援調整チーム（以下「調整チーム」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 調整チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 区内の保健福祉に関する実態把握及び課題の集約
- (2) 区内の保健福祉に関する区長への提言
- (3) 保健福祉サービスに関する総合調整及び推進のための企画立案
- (4) 関係行政機関、関係団体及び福祉、医療施設等（以下「関係機関」という。）相互の情報交換、調整、研究
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉サービスの調整及び推進に必要な事項

## (組織)

第3条 調整チームは、座長及び本設置要綱第6条の専門部会の委員で組織する。

- 2 座長は保健福祉センター所長をもって充てる。
- 3 調整チームの委員は、本設置要綱第6条の専門部会の委員及び区役所、保健福祉センターの職員とする。

## (座長)

第4条 座長は、調整チームを代表し、業務を総理する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 調整チームの会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (専門部会)

第6条 調整チームは、港区障がい者支援専門部会、港区子育て支援専門部会、港区高齢者支援専門部会を設置する。

## (庶務)

第7条 調整チームの庶務は港区保健福祉センターで処理する。

## (施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整チームの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。